

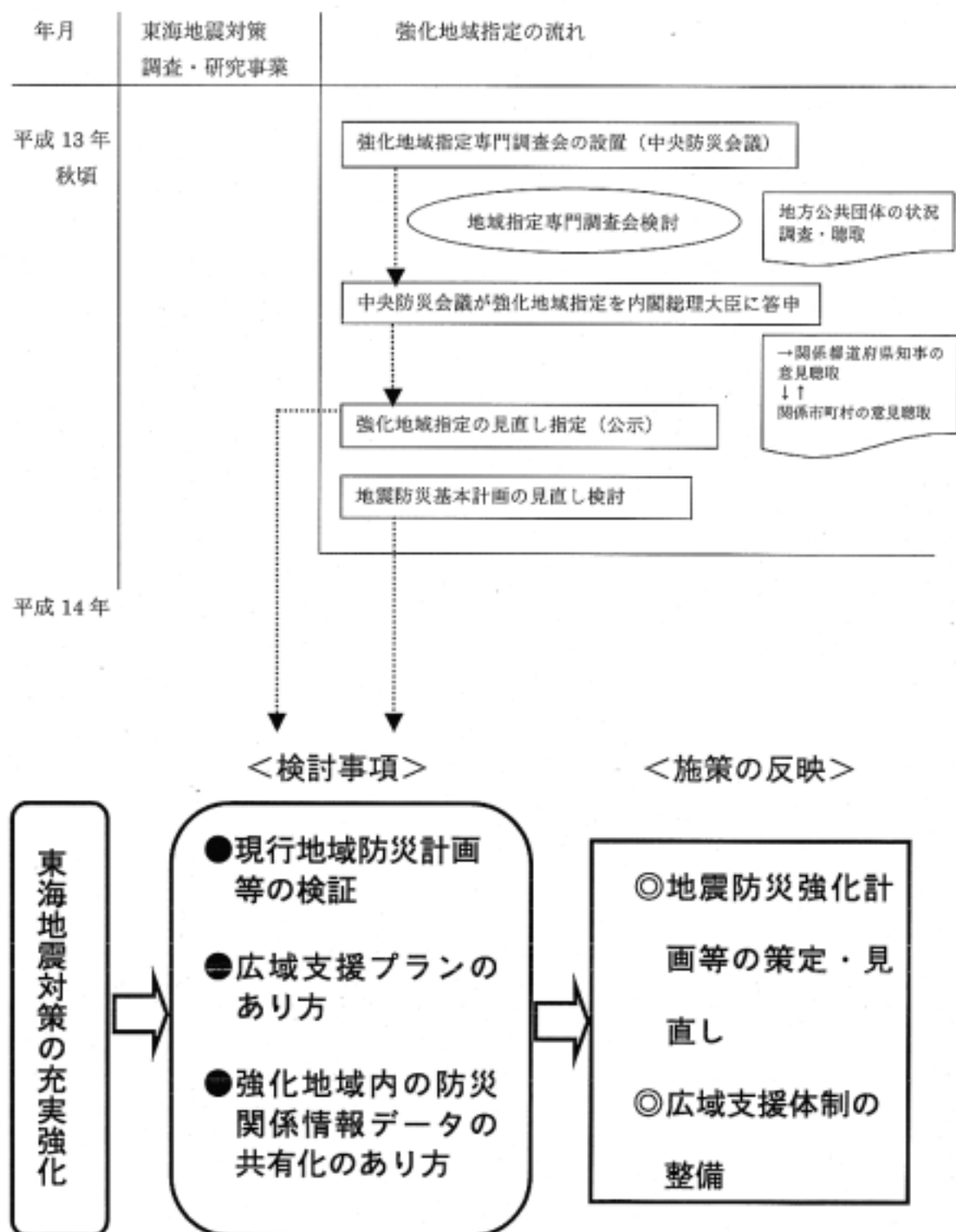
(専門調査会)

参考資料

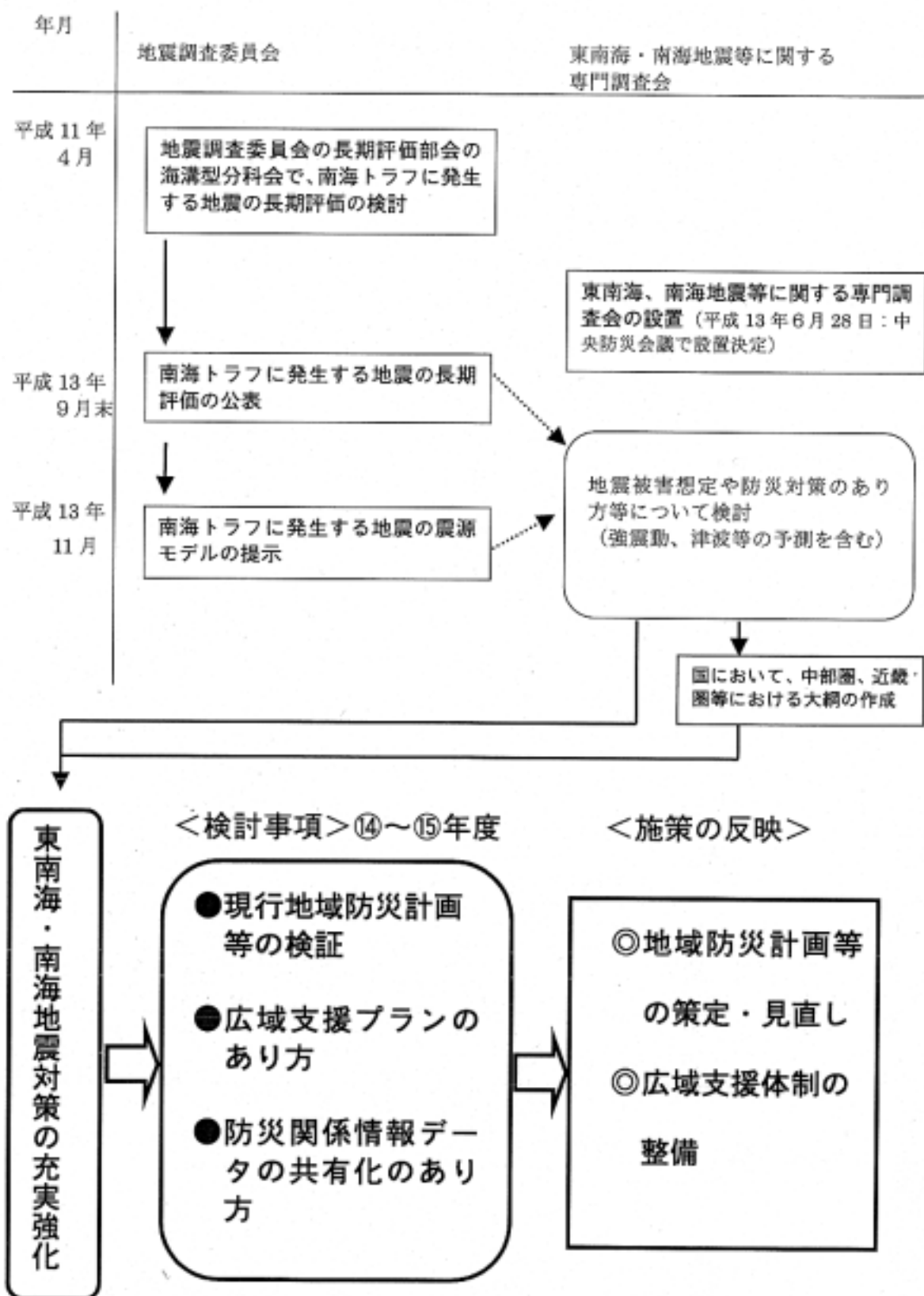
13. 11. 16

消 防 庁

東海地震対策の充実強化対策



東南海・南海地震対策の充実強化対策



広域防災応援協定の締結状況

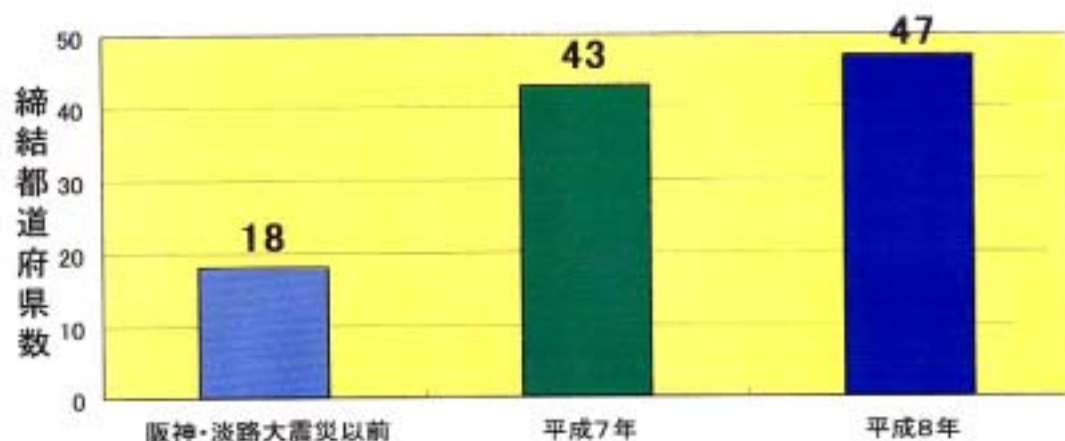


広域防災体制の推進状況

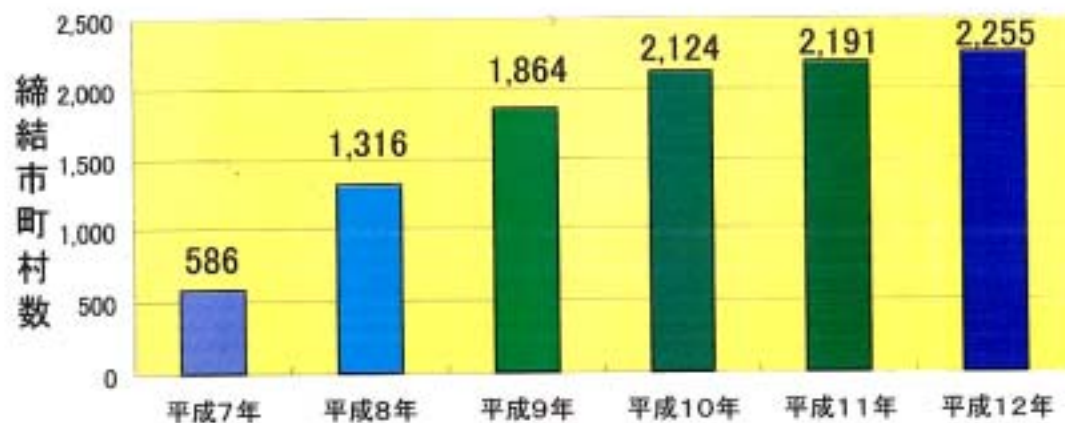
A-4

○応援協定の締結状況

阪神・淡路大震災以前には18都県のみであったが、平成8年7月には47の全都道府県間で協定が締結された。



平成12年現在、3,252市町村のうち7割の2,255団体に締結されている。



※ 阪神・淡路大震災応援状況（延べ）

県 74,000人

市町村 122,000人

（消防・警察除く）

都道府県広域相互応援体制の内容等

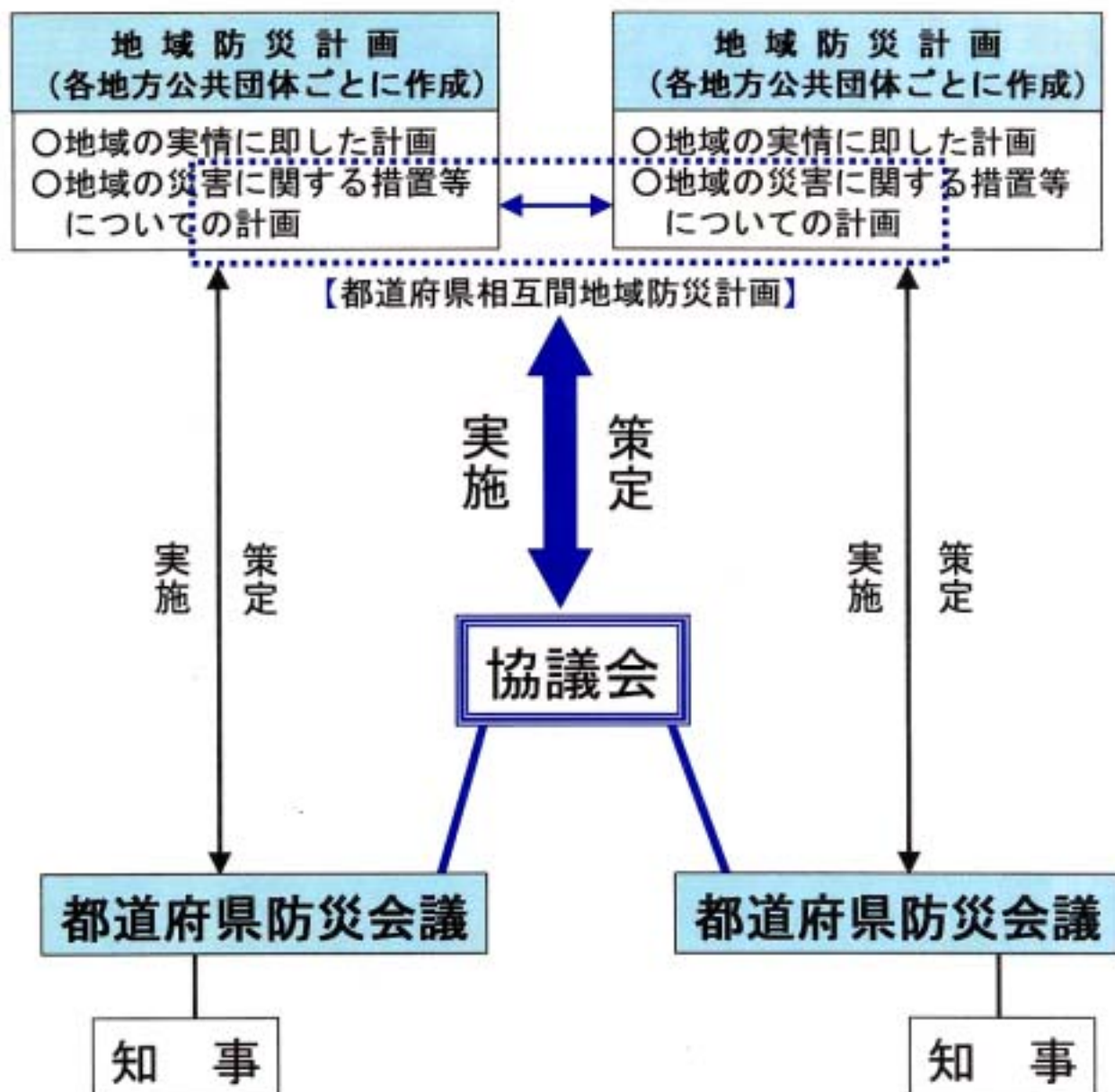
1 応援協定内容

協 定	項 目
全国都道府県協定 1	◎手続き等 ・連絡窓口 ・応援要請手続き ・応援調整担当県、自主出動の規定など
ブロック（関東1 都9県、7都県市 など） 及び個別協定 20	◎応援の種類 ・情報収集 ・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、その他資機材の提供等 ・被災者の救出・救助、医療、防疫、応急復旧等に必要な資機材、物資の提供等
合 計 21	・救援及び救助に必要な車両等の提供等 ・人的派遣・斡旋 （医療、技術職、危険度判定士など） ・施設、業務提供 （医療、被災者収容、仮設住宅用地緊急輸送路共同啓開、物資拠点施設、ゴミ、屎尿処理など） ・国及び他の広域圏との調整 ◎応援受け入れ体制 ◎応援に伴う車両等の誘導、ルート通報など ◎平時において実施すべきこと 防災諸データの交換、訓練の実施など ◎協議機関の設置（連絡協議会、対策会など）

2. 応援マニュアルの構成例

I 震災初期（発災～2・3日頃）		II 緊急救援期（4～7日頃）	III 救援期（8日頃～）
人的	- 被災者救済活動 - 避難所開設活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動	- 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動	- 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動
	- 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動	- 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動	- 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動 - 被災者の生活支援活動
物的			
被災者			
応援拠点			
応援本部			

地域防災計画と相互間地域防災計画



※市町村にあっても、この体系と同様

(関係条文)

災害対策基本法 第17条、第43条、第44条

津波対策の推進

東海地震、東南海・南海地震等による津波被害の発生が指摘されているなど、沿岸域を有する地方公共団体にとっては、津波危険予想地域の指定、津波浸水予想図の作成、避難地の指定等の津波避難計画の策定等について、一層の推進が必要となっている。

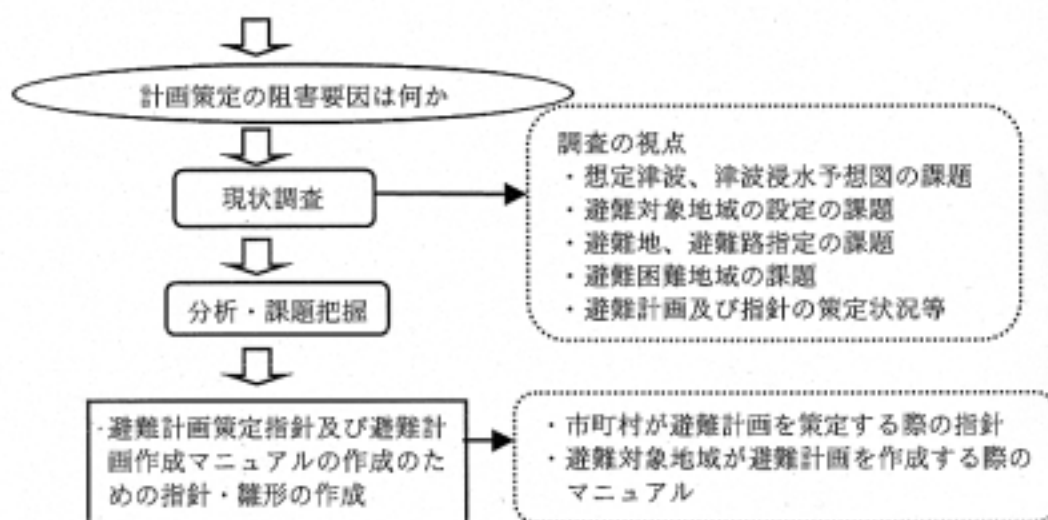
このため、消防庁では、これら津波避難計画の策定等を支援するため、「津波対策推進マニュアル検討委員会」を設置し、次の事項の調査、検討を行っている。

また、内閣府、気象庁及び消防庁が中心となって、「津波観測データの共有化等に関する検討委員会」を設置し、地震発生後の正確な津波予測や地方公共団体の迅速な災害応急対策、住民の的確な避難行動に資するため、各機関が設置している津波観測機器のデータの共有化の仕組みや住民等への情報提供のあり方を検討している。

【消防庁の取組み】

① 地方公共団体における津波避難計画策定の推進方策に関する調査検討

現 状	<海岸線を有する市町村数：1024市町村>	
	・津波対策の地域防災計画への記載有	801(78%)
	・津波危険予想地域指定有	400(39%)
	・避難地指定有	305(30%)
	・津波浸水予想図有	153(15%)



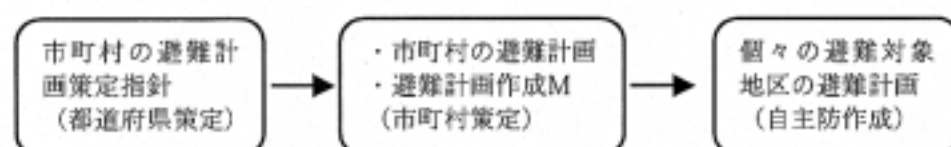
<避難計画策定指針・マニュアル>

・避難計画策定指針

市町村が避難計画を策定するにあたって、その基準・指針となるもので、都道府県が市町村に対して示す基準・指針。

・避難計画作成マニュアル

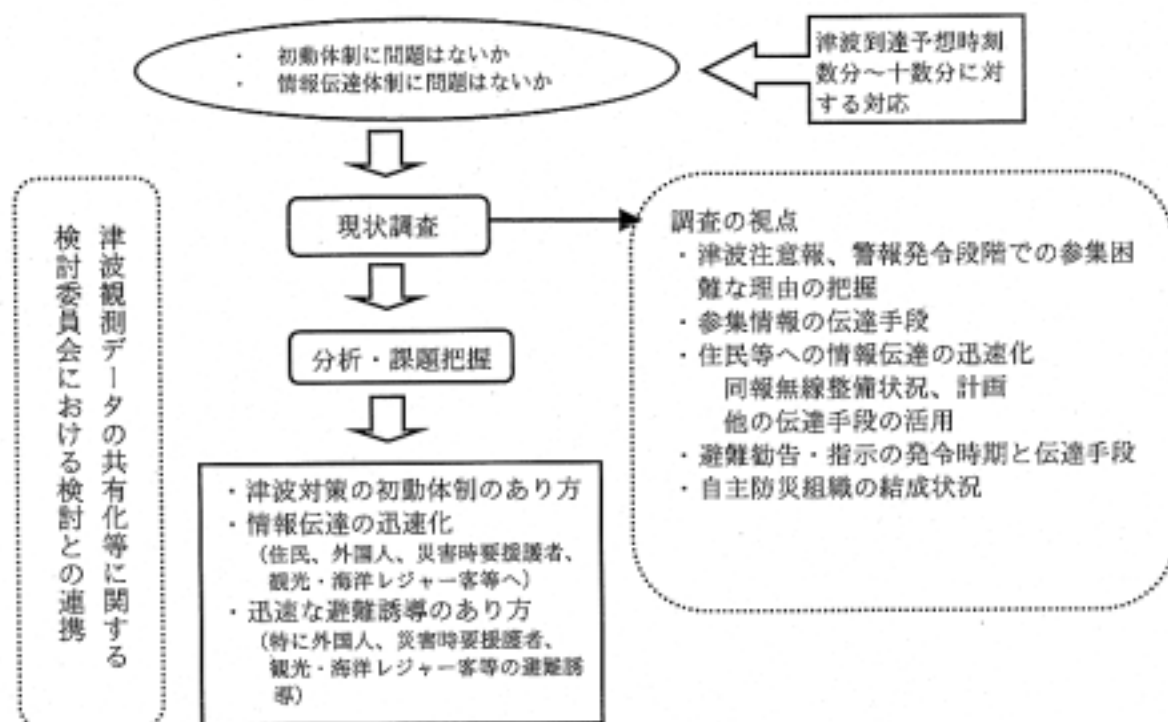
自主防災組織等が避難対象地域の避難計画を作成するにあたってのマニュアルとなるもので、市町村が、住民参加による各地域ごとの避難計画の策定を促すために自主防災組織等に対して示すマニュアル。



② 地方公共団体における津波避難対策の初動体制、情報伝達の充実に係る調査検討

<全都道府県数 47 全市町村数 3249 海岸線有する都道府県 39 同市町村数: 1024>

現 状	<初動体制>		
	・津波注意報又は警報で職員参集	都道府県 39(100%) (39中)	市町村 252(25%) (1024中)
	<情報伝達>		
	・防災行政無線(同報)整備率	(海岸線有) 743(73%) (1024中)	(海岸線無) 1328(60%) (2225中)



③ 津波対策の充実に係る調査検討

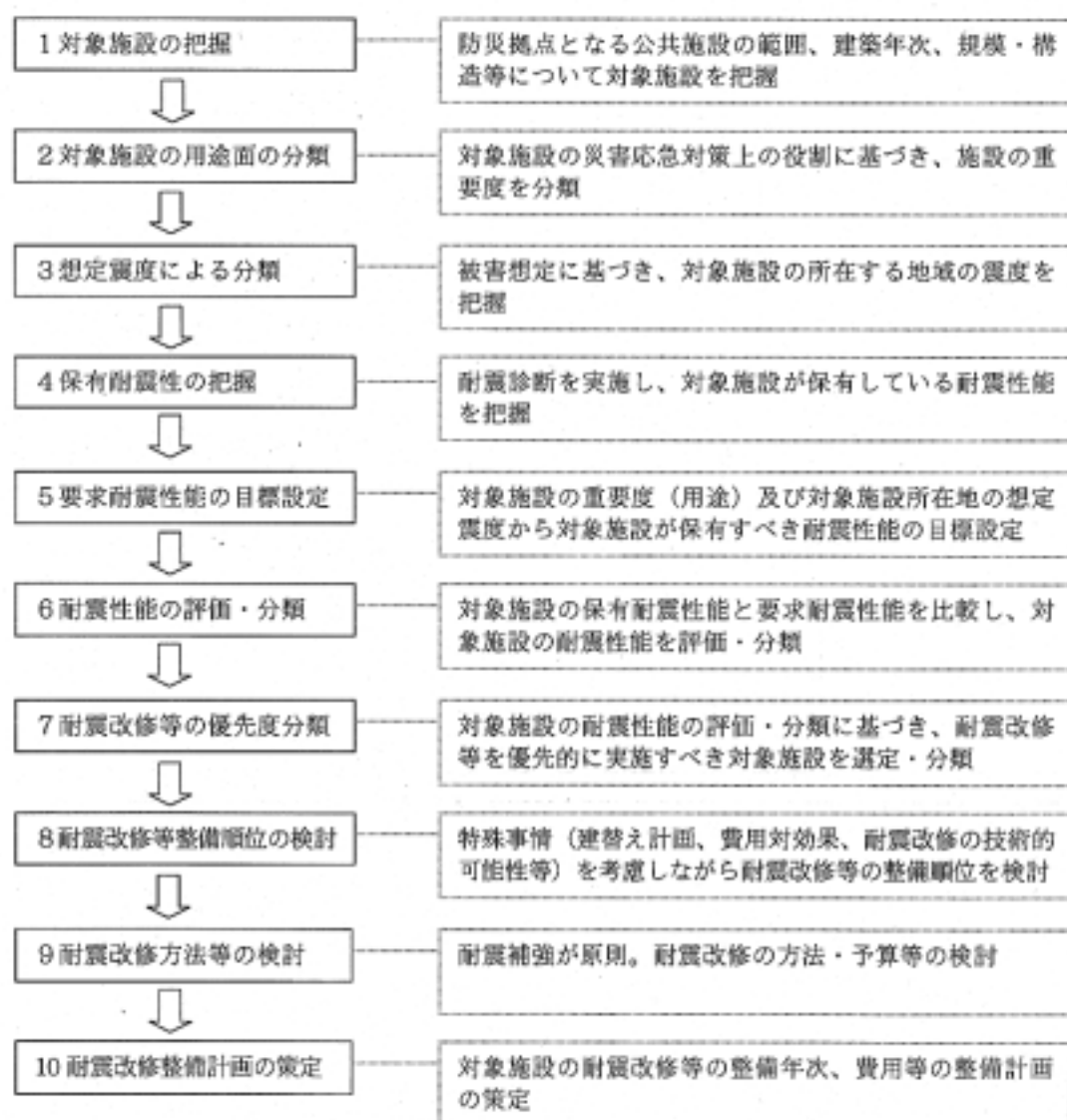
地方公共団体の事例の調査・把握を行いつつ、次の点について検討する。

- ・平常時の津波啓発対策のあり方(住民、観光客・海洋レジャー客等)
- ・避難訓練の実施のあり方(防災関係機関の連携・合同、観光客等の参加)
- ・その他

防災拠点となる公共施設等の耐震改修の促進

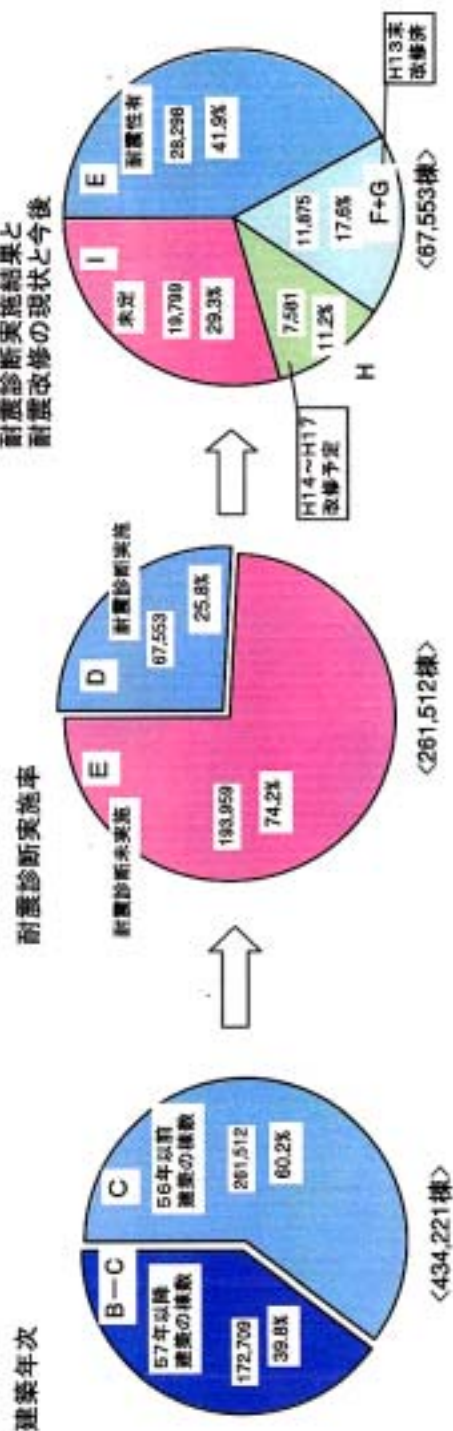
- 建物等施設の耐震化は、地震防災対策上重要な柱
- 防災拠点となる庁舎、消防署等の施設及び避難所となる学校等の施設は、応急対策上、耐震化が急務であるが、耐震化率は50%程度
- 防災拠点となる公共施設等について、その耐震性能、災害時の役割等に応じ、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する必要
- 消防庁では、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」を設置し、関係省庁と連携の下、改修整備計画策定のための指針を示す
- 「緊急防災基盤整備事業」(地方財政措置)による積極的支援

【指針の骨格(案)】

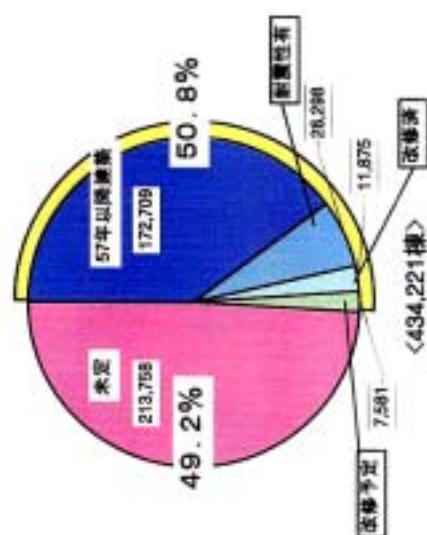


地方公共団体(都道府県+市町村)の所有又は管理する公共施設等の耐震化の状況

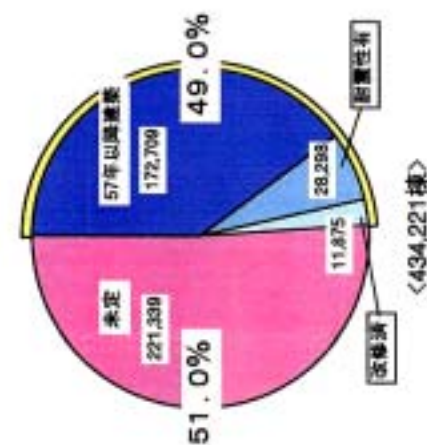
未定稿



耐震化率
(平成17年度未予定)

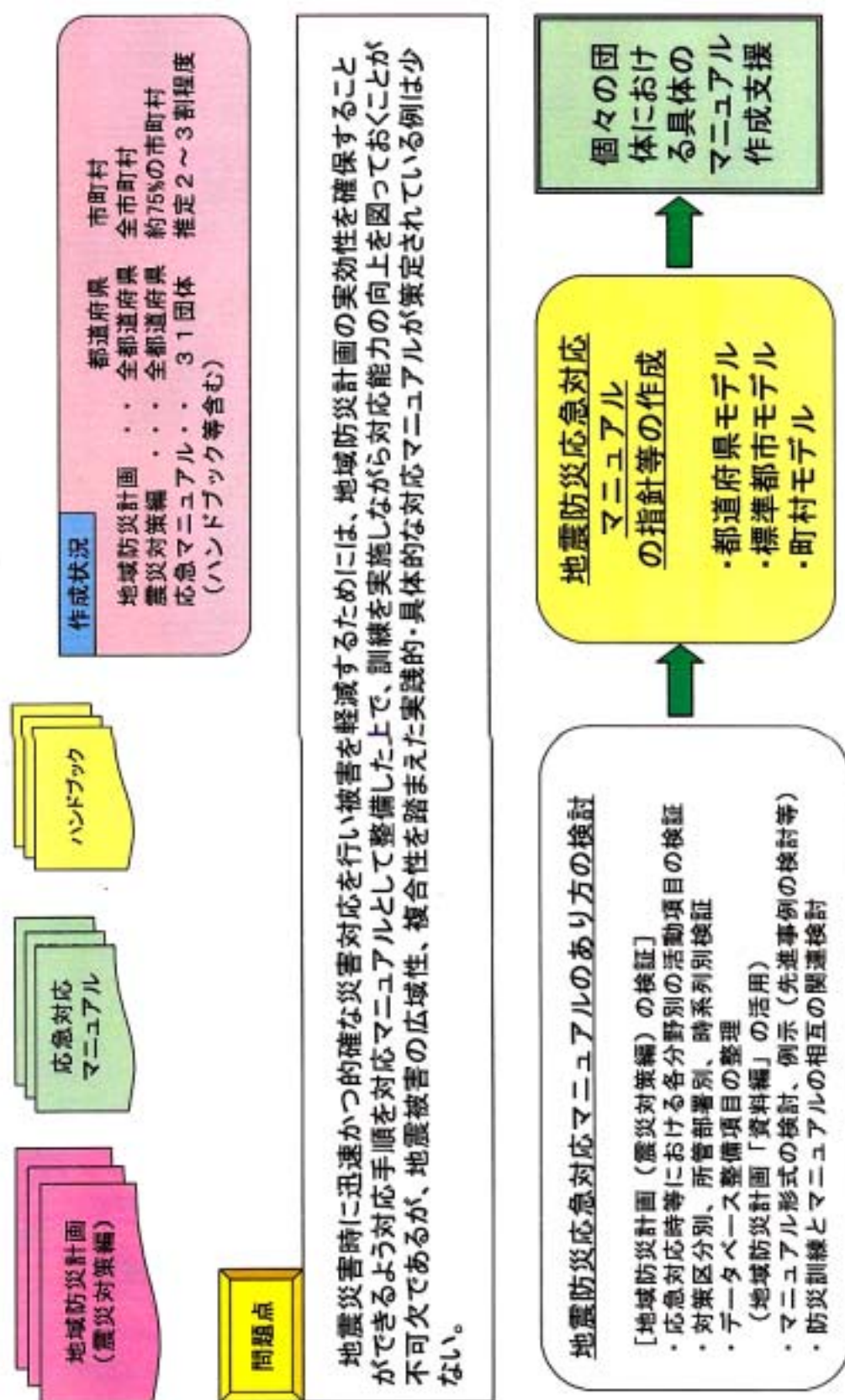


耐震化率
(平成13年度)

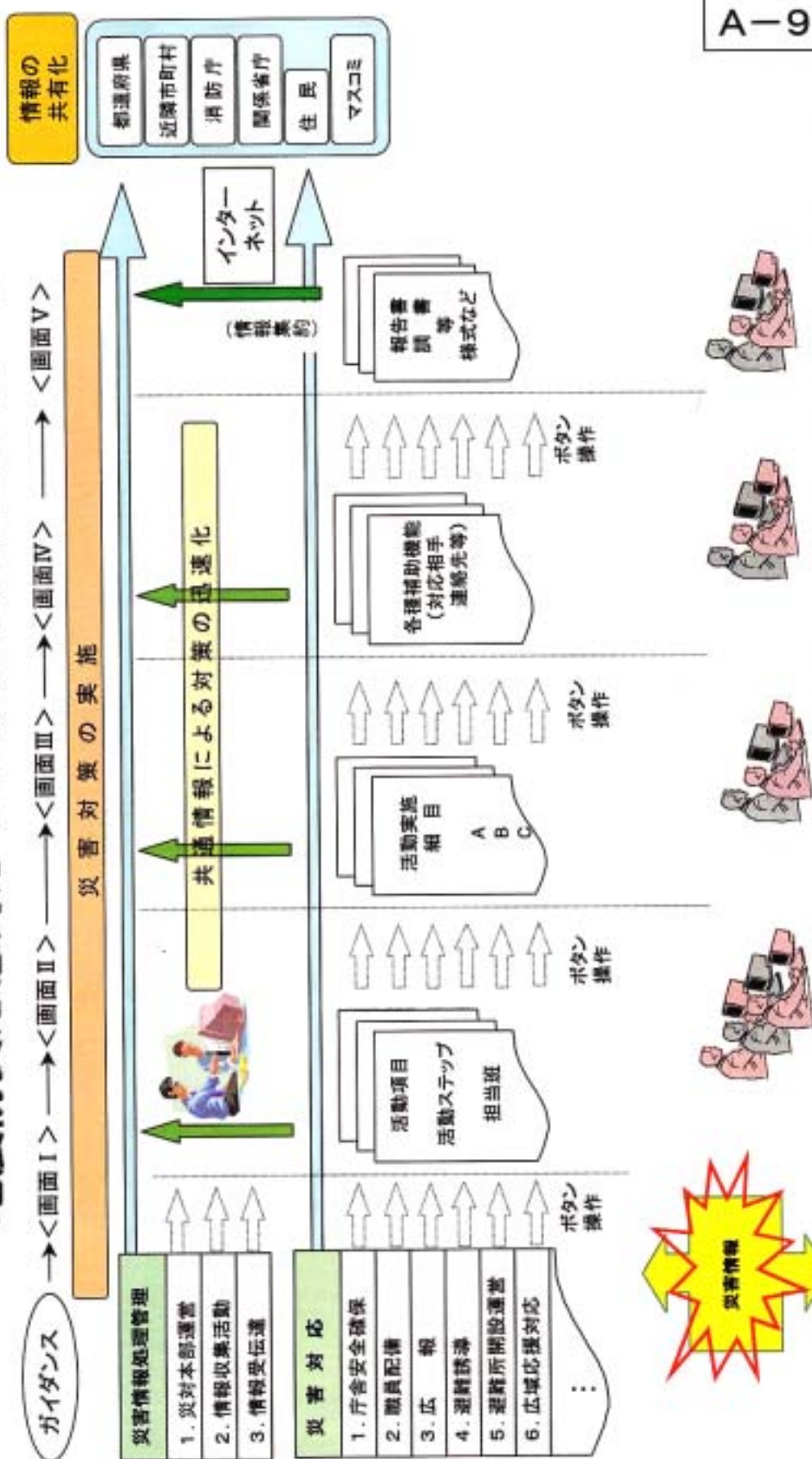


A-8-(2)

地震防災応急対応マニュアル等のあり方に関する調査検討フロー



地震防災応急対応マニュアルシステムのイメージ



電子マニュアルにより応急対策の迅速化、確実性が確保され、情報の共有化が容易に図られるとともに、訓練の実施により、対策の時間的矛盾等の不備を簡単に発見し、修正を容易に行うことができる。

(地方公共団体の防災体制の評価指標等)

地方公共団体が、その地域の災害リスクの実態及び防災体制の現状を一定の指標に基づき客観的に把握し、その結果について、住民と情報を共有しつつ、地域の災害対応力向上に努めていく必要がある。

【FEMA（連邦危機管理庁）においては、2000年、危機管理対応能力評価（Capability Assessment for Readiness: CAR）を作成】

FEMA 危機管理対応能力評価(Capability Assessment for Readiness: CAR) (抄)

〈危険の特定と危険評価〉

- 1 州政府は管轄区域内の自然環境上、科学技術上及び人工的危険についてその性質と危険の程度を特定し、評価する仕組みを有しているか。
 - ・州政府はその危険と危険の発生の可能性を特定しているか。
 - ・郡やコミュニティ当局により確認されている危険について、州政府の危険特定プロセスに組み込まれているか。
 - ・連邦政府により確認されている危険について、州政府の危険特定プロセスに組み込まれているか。
 - ・プライベートセクターにより確認されている危険について、州政府の危険特定プロセスに組み込まれているか。
- 2 州政府は特定された危険に対する住民の生命、財産の脆弱性と危険性についての確に評価しているか。
 - ・重要施設、居住・商業施設、ライフライン、交通、産業施設などのデータを体系的に関係方面から収集し、特定の危険に対して生じるリスクの評価を行っているか。
 - ・各種人口統計（昼夜間人口、交通状況、季節人口移動、特定の配置が必要な人口）を公的私的セクターから収集し、特定の危険に対して生じるリスクの評価を行っているか。
 - ・ライフサイクルの変化状況を的確に把握し、人口統計や各種データが定期的にアップデートできる仕組みを導入しているか。
 - ・危険情報あるいは危険情報へのアクセスが、州の住民や機関、地方政府、公的私的の各種団体に適切に提供されているか。
 - ・州政府は科学的に的確な危険度評価を行っているか。
 - ・危険度評価はすべての災害に関し、歴史的事実を踏まえたものとなっているか。
 - ・危険の特定と危険度評価は州政府や地方公共団体による中長期的被害軽減計画や危機管理計画の策定の基礎として活用されているか。プライベートセクターにおいても活用されているか。
 - ・州政府は、特定された個別リスクの測定のためにGISを活用しているか。
 - ・危険の特定と危険度評価は州政府、地方公共団体、プライベートセクターの長期的資本投資の上で参考とされているか。

【各評価項目に対して6段階（1,2,3,4,5,NA）で評価】